

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年十一月十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十月八日奈良県指令建第一一四一六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月五日建第一〇四〇九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市雲梯町二二四番三及び二二四番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字東持田三七三―二

井上昌隆

一 許可番号

令和五年五月十二日奈良県指令建第一一〇一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月五日建第一〇四一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十一月五日建第五九六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字萱野三〇三番一及び三〇三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字大塚四八九番地一

サカノ総合企画 坂野佳宏

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字萱野三〇三番一及び三〇三番三の各一部

一 許可番号

令和六年九月四日奈良県指令建第一一四―四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月五日建第一〇四―一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十一月五日建第五九六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市北田原町二四四三番一及び二四四三番六の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島六丁目二番四〇号 中之島インテス十六階

株式会社アクイラ 代表取締役 津山信治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市北田原町二四四三番一の一部

一 許可番号

令和六年九月三日奈良県指令建第一一四―二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月六日建第一〇四―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字新木一番一四八、一番一四九及び一番一五〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字宮古六九一番地の一

株式会社都建設 代表取締役 成田哲也